

◎遺贈の一般的な流れ

- 1 相続されるご家族と相談しましょう。
相続される皆様の同意を得ることで、後々のもめごとを回避できます。
- 2 簡単な遺言書を作成してみましょう。
エンディングノートなどに、ご自身で財産目録などをできるだけ具体的に描いてみましょう。
- 3 専門家に相談しましょう。
法的に有効な遺言書は公証役場などで公正証書として作成されていることが望ましいです。
また、法定相続人以外の人に財産を残したい場合は特に必要となります。
公正証書を作成するために、弁護士、司法書士、税理士などの専門家にご相談されることをおすすめします。
(お尋ねする専門家をご不明な場合、UNISEC事務局へお問い合わせください。)
- 4 遺言執行者を決めておきましょう。
遺言の内容を実現するには専門的な手続きが多いため、専門家(弁護士、司法書士、行政書士、税理士、信託銀行など)を遺言執行者として指定する方が多くいらっしゃいます。
- 5 遺言書作成、保管・管理しましょう。
ご意志が確実に実現できるよう公証役場などで、法的に有効な遺言書「遺言公正証書」を作成しましょう。
また、ご希望に応じて団体概要の送付、メールニュースでの近況報告をお送りさせていただきます。お申し出ください。
※日本公証人連合会
※公証役場一覧
※遺贈先としてUNISECをご指定頂く場合は、「NPO法人大学宇宙工学コンソーシアム」とご記載ください。
- 6 ご逝去、遺言が執行されます。
遺言執行者は逝去の知らせを受け、遺言の執行を開始します。
弊会へ遺言執行者から財産の引き渡し(遺贈)があります。
※遺贈先に認定NPO法人大学宇宙工学コンソーシアムをご指定頂いた場合は、入金の確認が取れましたら、速やかに領収書を発行させていただきます。